

## 別紙 1

### 「吉野川流域住民の意見を聴く会」グラウンド・ルール（案）の修正意見について

平成 18 年 6 月 22 日 特定非営利活動法人 コモンズ

表 1 修正意見の対比表

【番号】 修正力所	原文	修正意見（下線力所）
【 1 】 P3 2.2(4)	(4) 開催回数 ・ 「住民の意見を聴く会」は、各開催場所で複数回の開催を予定しています。	(4) 開催回数 ・ 「住民の意見を聴く会」は、 <u>平成 18 年度に各会場において 3 回程度予定しています。</u>
【 2 】 P3 2.2(5)	(5) ファシリテータによる進行 ・ ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定書を作成します。	(5) ファシリテータによる進行 ・ ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定書を <u>とりかわします。</u>
【 3 】 P4 4.1	4 . 1 参加者の責務 (1) 責務 a . グラウンド・ルールの遵守 b . 意見の表明 ・ 参加者は、できる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することを責務とします。 c . 他者の意見の尊重 ・ 参加者は、他の参加者の意見表明を尊重することを責務とします。 ・ このとき、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。 d . 進行秩序の確保 ・ 参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力することを責務とします。 ・ 会場の秩序を乱したり、会議の妨げとなるような行為は、慎まなければなりません。 e . 個人情報の保護 ・ 参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は、秘匿します。	4 . 1 <u>参加者</u> <u>(1)</u> グラウンド・ルールの遵守 <u>(2)</u> 意見の表明 ・ 参加者は、吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することが <u>できます。</u> <u>(3)</u> 他者の意見の尊重 ・ 参加者は、他の参加者の意見表明を尊重 <u>し</u> 、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。 <u>(4)</u> 進行秩序の確保 ・ 参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力 <u>し</u> 、会議の妨げとなるような行為は、慎まなければなりません。 <u>(5)</u> 個人情報の保護 ・ 参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は、秘匿 <u>しなければなりません。</u>

【 4 】 P5 4.2	4 . 2 ファシリテータの責務等	4 . 2 <a href="#">ファシリテータ</a>
【 5 】 P6 4.3	4 . 3 国土交通省の責務等	4 . 3 <a href="#">国土交通省</a>
【 6 】 P8 5.2	5 . 2 意見の反映について ・ 「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」の各意見とともに、国土交通省が、各会の意見を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。	5 . 2 意見の反映について ・ 「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」、 <a href="#">及び、その他の方法により表明された意見</a> とともに、国土交通省が、 <a href="#">意見の内容</a> を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。
【 7 】 P8 5.2	・ 河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、反映しない理由について回答を行います。	・ 河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、 <a href="#">検討内容とともに</a> 反映しない理由について回答を行います。
【 8 】 P8 5.2 追記		・ <a href="#">上記の回答についての説明を、可能な限り「住民意見を聴く会」で行うものとします。</a>